

歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例（案）

高齢者は、生まれてから今日に至るまで、それぞれの立場で尽力しながら歳を重ね、自身の成長とともに地域社会の発展に寄与してきました。こうして培われてきた知識や技能は、私たちが未来をともに生きていくための礎であり、高齢者の一人ひとは地域社会においてなくてはならない存在です。

令和の時代を迎え、医療の高度化による平均寿命の延伸や高齢者のみで構成される世帯の増加など、高齢者を取り巻く状況は変容しています。

健康な高齢期を過ごす方が増え、多くの高齢者が就労や趣味活動、地域の助け合い活動など新たな生きがいを見出し、満ち足りた日々を送る一方で、介護を必要とする方や認知症を発症する方の増加、少子高齢化による支え手の不足、コミュニティ意識の希薄化などにより生きづらさを抱えながら日々を過ごす高齢者やそのケアラーの方もいます。

私たちは、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、互いを理解し思いやりながら、誰もが歳を重ね高齢者になるという認識を持ち、医療や介護が必要となっても、地域の高齢者が誰一人取り残されることなく希望と生きがいに満ち、住み慣れた場所で安心して幸せに暮らせるまちを目指し、この条例を定めます。

（目的）

第一条 この条例は、高齢者のための施策に関し、基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域の高齢者が誰一人取り残されることなく希望と生きがいに満ち、住み慣れた場所で安心して幸せに暮らせるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者 おおむね 60 歳以上の区民等のほか、加齢により生じる心身の変化等により日常生活に支障が出ている状態の者をいう。
- 二 ケアラー 高齢者の介護、看護、世話等をする者をいう。ただし、業としてこれらの活動を行う者を除く。
- 三 認知症 アルツハイマー病その他の疾患により認知機能が低下し、日常生活に支障が出ている状態をいう。

四 フレイル 加齢により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり等）が低下した状態をいう。

五 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者その他区内で活動する者をいう。

六 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

（基本理念）

第三条 全ての高齢者は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるものであり、何人からも虐待及び搾取を受けることがあってはならない。

2 高齢者が安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けた取組は、高齢者にとって、次に掲げる事項を最大限尊重して推進するものとする。

一 地域社会において自らの知識及び技能を活かし、自身の希望に応じて自分らしい生活を送ることができること。

二 疾病、フレイル又は認知症を予防又は早期に発見するため、自らの健康を保持増進する機会が確保されるとともに、適切な検診及び医療を受けることができること。

三 認知症を発症しても、その意思が尊重され、希望を持って日常生活を送ることができること。

四 地域において孤立することなく、区及び区民等、事業者その他の関係者（以下「関係者」という。）から状況に応じた必要な支援を受けられ、また、社会的活動に参加する機会を得られること。

五 その希望及び能力を活かせる仕事に就き、活躍する機会を確保されるように配慮されること。

3 前項の取組は、区と関係者が相互に連携を図りながら、高齢者及びケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくように推進するものとする。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本理念にのっとり、高齢者が誰一人取り残されることなく希望及び生きがいに満ち、住み慣れた場所で安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、継続的な検証を行う責務を有する。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、高齢者、ケアラー及び関係者からの意見を聴き、施策

に反映するものとする。

- 3 区は、高齢者及びケアラーからの支援の要請を的確かつ早期に把握し、適切な支援につなげる責務を有する。
- 4 区は、高齢者に対する差別及び虐待を防止するとともに、差別及び虐待を受けた高齢者に対して迅速かつ適切な保護を図る責務を有する。
- 5 区は、高齢者及びケアラーに関する施策及び正しい知識について、区民等及び事業者が理解を深めることのできるよう、広報活動その他の理解の促進に関する施策を行う責務を有する。
- 6 区は、高齢者が必要とする情報を、媒体の種別を問わず、適切な時期に得られるようにする責務を有する。

(区民等及び事業者の役割)

第五条 区民等及び事業者は、高齢者及びケアラーの置かれている状況について理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 区民等及び事業者は、高齢者及びケアラーが支援を要すると認められるときには、適切な支援につなげるよう努めるものとする。
- 3 区民等及び事業者は、区が実施する、高齢者が住み慣れた場所で安心して幸せに暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(協力関係)

第六条 区は、第三条に規定する基本理念を実現するため、区民等及び事業者と密接な連携を図るとともに、高齢者に関する施策の実施に当たっては、国及び他自治体と協力するものとする。

(推進施策)

第七条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 高齢者の尊厳が重んぜられ、あらゆる虐待及び搾取が根絶されるための施策
- 二 高齢者が地域活動、趣味活動、就労等を通じて、自分らしく自己実現できる、生きがいをづくりに向けた施策
- 三 疾病、フレイル又は認知症を予防又は早期に発見し、健康を保持増進する機会を確保するための施策
- 四 認知症に関する理解の促進及び認知症に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- 五 望まずに孤立している高齢者及びケアラーを早期に発見し、相談その他の支援につなげる

ための施策

六 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を実現するために必要な施策

(災害対応における配慮)

第八条 区は、区民等及び事業者と協力し、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、高齢者の特性に十分配慮する。

(変化への対応)

第九条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。